

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の生命・身体的損害（通院慰謝料）について、既に直接請求で令和2年5月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間とした損害額（原発事故の影響割合を4割とする。）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

通院慰謝料（但し、A病院及びBクリニックへの通院についての慰謝料）
（令和元年12月1日～令和2年5月末日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金34万2000円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として金13万4400円を支払い済みであることを確認する。

この既払金13万4400円について、第2項記載の和解金34万2000円を清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し

て別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年5月14日

（仲介委員 塚越 豊）